資料１

# 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会について

## １　目的

スポーツを通じた人材の育成、健康寿命の延伸、スポーツ産業の振興による地域の活性化に向け、八戸市スポーツ推進計画等について調査審議すること

## ２　審議内容

（１）八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること

（２）スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること

（３）体育施設の将来的な整備の方向性について調査及び検討をし、意見を述べること

## ３　委員構成

次に掲げる者から 10 人

（１）学識経験者（２）スポーツ団体関係者（３）まちづくりに関する有識者

（４）建築に関する有識者（５）公募に応じた者（６）その他市長が必要と認める者

## ４　委嘱期間及び開催回数

（１）委嘱期間　令和８年８月 28 日から令和 10 年８月 27 日まで

（２）開催回数　令和８年度は４回予定

## ５　令和８年度の主な案件

（１）八戸市スポーツ推進計画（令和６年３月改定）に関する意見聴取

（２）八戸市体育施設整備に関する基本方針（令和７年２月改定）の改定

（３）八戸市体育館の建て替えに関する基本計画（令和６年２月策定）の改定

## ６　令和８年度の主なスケジュール

| 時期 | 内容 |
|---|---|
| 令和８年８月 28 日 | 第１回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 |
| 令和８年９月 29 日 | 第２回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本方針の改定（案）に関する審議 |
| 令和８年 11 月中旬 | 第３回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本計画の改定（案）に関する審議 |
| 令和９年１月中旬 | 第４回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本方針及び基本計画の改定（案）に関する審議 |

# ○八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会規則

令和４年３月24日

規則第16号

改正　令和６年３月25日規則第８号

（趣旨）

第１条　この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第６号）第３条の規定に基づき、八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　協議会は、八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議をするとともに、体育施設の将来的な整備の方向性に関し必要な事項について調査及び検討並びにスポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について協議をし、市長に対して意見を述べるものとする。

（一部改正〔令和６年規則８号〕）

（組織）

第３条　協議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　スポーツ団体関係者

⑶　まちづくりに関する有識者

⑷　建築に関する有識者

⑸　公募に応じた者

⑹　その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔令和６年規則８号〕）

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出の要求等）

第６条　協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月25日規則第８号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

# 附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第１　趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第５条第２号及び第６条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

⑴　八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第６号。以下「情報公開条例」という。）第７条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合

⑵　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第３　会議の公開又は非公開の決定

⑴　附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第２「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

⑵　附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第４　会議の公開の方法等

⑴　附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア　刃物その他危険な物を持っている者

イ　酒気を帯びていると認められる者

ウ　その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者

⑵　附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。

⑶　傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。

⑷　附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。

⑸　附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第５　会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　会議の名称
⑵　開催日時及び場所
⑶　議題
⑷　公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
⑸　定員
⑹　傍聴の受付方法
⑺　問合せ先
⑻　その他

第６　会議録の作成及び公開

⑴　附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
⑵　公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
⑶　前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも２年間これを行うものとする。

第７　その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成 20 年４月１日から実施する。ただし、第６の規定は、平成 21 年４月１日から実施する。

附

この取扱いは、平成 25 年４月１日から実施する。